

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十一年十二月八日

内閣総理大臣 小淵 恵三

政令第三百九十三号

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令

内閣は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)の施行に伴い、並びに同法附則第六十四条第一項及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(健康保険法施行令の一部改正)

第一条 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)の一部を次のように改正する。
第二条を次のように改める。

(権限の委任)

第二条 法第十條第一項の規定により、次に掲げる厚生大臣又は社会保険庁長官の権限を地方社会保険事務局長に委任する。ただし、第六号の権限にあつては厚生大臣又は社会保険庁長官が、第七号、第十七号及び第二十五号の権限にあつては厚生大臣が自ら権限を行うことを妨げない。

一 法第二條第二項の規定による権限

二 法第三條第二項、第三項、第四項及び第七項の規定による権限

三 法第七條第一項(同条第二項において準用する場合を含む)の規定による権限

四 法第八條の規定による権限

五 法第八條ノ二の規定による権限

六 法第九條第一項の規定による権限

七 法第九條ノ二第一項及び第二項の規定による権限

八 法第十一條ノ二第二項の規定による権限(二以上の都道府県にまたがる健康保険組合(以下「組合」という)に係る場合を除く。)

九 法第十三條ノ二第二項(法第十五條第二項において準用する場合を含む)の規定による権限

十 法第十四條第一項及び第九條第一項の規定による権限(組合の設立若しくは解散又は二以上の都道府県にまたがる組合の規約の変更を伴う場合を除く。)

十一 法第二十條第二項、第二十一條第三号但書並びに第二十一條ノ二第一項及び第三項の規定による権限

十二 法第三十六條の規定による権限(組合の合併又は分割を伴う場合及び二以上の都道府県にまたがる組合に係る場合並びに法附則第九條第一項の認可に伴う場合を除く。)

十三 法第三十七條、第三十七條ノ二及び第三十八條第一項の規定による権限並びに法第三十九條の規定による組合の決議の取消し又は役員解職の権限(二以上の都道府県にまたがる組合に係る場合を除く。)

十四 法第四十三條第一項の規定による権限

十五 法第四十三條第三項第二号の規定による権限

十六 法第四十三條ノ三第一項及び第十項但書(法第四十四條第十三項において準用する場合を含む。)、第四十三條ノ五第一項、第四十三條ノ十二(法第四十四條第十三項において準用する場合を含む。))並びに第四十三條ノ十三の規定による権限並びに法第四十四條第一項第一号の規定による承認の権限

十七 法第四十三條ノ七(法第四十三條ノ十第二項、第四十三條ノ十七第九項、第四十四條第十三項及び第十四項、第五十九條ノ二第八項並びに第六十九條の三十一において準用する場合を含む。))及び第四十三條ノ十第一項(法第四十三條ノ十七第九項、第四十四條第十三項及び第十四項、第五十九條ノ二第八項並びに第六十九條の三十一において準用する場合を含む。))の規定による権限

十八 法第四十三條ノ九第三項前段(法第四十三條ノ十七第九項、第四十四條第十三項及び第十四項、第五十九條ノ二第八項並びに第六十九條の三十一において準用する場合を含む。))の規定による権限

十九 法第四十三條ノ九第三項後段(法第四十三條ノ十七第九項、第四十四條第十三項及び第十四項並びに第五十九條ノ二第八項において準用する場合を含む。))の規定による権限(二以上の都道府県にまたがる組合に係る場合及び国の開設する保険医療機関若しくは保険薬局又は特定承認保険医療機関に係る場合を除く。)

二十 法第四十三條ノ十七第一項及び第七項の規定による権限

二十一 法第四十四條第一項及び第六項の規定による権限(同条第一項第一号の規定による承認の権限を除く。)

二十二 法第四十四條ノ二(法第五十九條ノ二第八項において準用する場合を含む。))並びに第四十四條ノ三第一項及び第二項(これらの規定を法第五十九條ノ二第八項、第六十九條の二十第三項、第六十九條の二十六第六項及び第六十九條の三十一において準用する場合を含む。))の規定による権限

二十三 法第四十四條ノ四第一項の規定による権限(同項の規定による指定の権限を除く。)

二十四 法第四十四條ノ四第一項の規定による指定の権限並びに法第四十四條ノ九及び第四十四條ノ十一の規定による権限

二十五 法第四十四條ノ七及び第四十四條ノ十第一項(これらの規定を法第五十九條ノ二ノ二第二項及び第六十九條の三十一において準用する場合を含む。))の規定による権限

二十六 法第四十四條ノ十四第一項、第四十五條、第四十九條(法第五十六條第三項において準用する場合を含む。)、第五十條、第五十九條ノ二第一項及び第七項、第五十九條ノ二ノ二第一項、第五十九條ノ二ノ三第一項、第五十九條ノ三、第五十九條ノ四、第五十九條ノ四ノ二第一項並びに第六十五條第一項(法第六十九條ノ二及び第六十九條の三十一において準用する場合を含む。))の規定による権限

二十七 法第六十九條ノ五第二項の規定による権限

二十八 法第六十九條ノ八の規定による権限

二十九 法第六十九條ノ九第二項、第六十九條の十二第一項及び第三項、第六十九條の十二の二第一項、第六十九條の十三第二項、第六十九條の十四(法第六十九條の二十第二項及び第六十九條の二十六第五項において準用する場合を含む。)、第六十九條の十四の二第一項、第六十九條の十四の三、第六十九條の十五第一項、第六十九條の十六第一項及び第三項、第六十九條の十七、第六十九條の十八第一項、第六十九條の二十第一項、第六十九條の二十一第一項、第六十九條の二十二、第六十九條の二十三第三項、第六十九條の二十四第一項、第六十九條の二十六第一項及び第四項並びに第六十九條の二十八の規定による権限

三十 法第七十一條ノ四第九項の規定による権限(組合の設立、合併又は分割を伴う場合及び二以上の都道府県にまたがる組合に係る場合並びに法附則第九條第一項の認可に伴う場合を除く。)

三十一 法第七十六條(法附則第八條第七項において準用する場合を含む。))の規定による権限

三十二 法附則第十條第一項の規定による権限(二以上の都道府県にまたがる同項に規定する承認法人等に係る場合を除く。)

三十三 法附則第十四條第一項の規定による権限(組合の設立、合併又は分割を伴う場合及び二以上の都道府県にまたがる組合に係る場合並びに法附則第九條第一項の認可に伴う場合を除く。)

2 法第十條第二項の規定により、前項第二号から第七号まで、第九号、第十号（組合の規約の変更を伴う場合に係る部分を除く）、第十一号、第十四号、第二十号から第二十三号まで、第二十六号、第二十八号、第二十九号並びに第三十一号に掲げる権限であつて社会保険事務所の管轄区域に係るものは、当該社会保険事務所に委任する。ただし、同項第六号及び第七号に掲げる権限は、地方社会保険事務局長が自ら行うことを妨げない。

第三條の見出しを（管轄）に改め、同条第一項中「前条第一号から第三号まで及び第四号に規定する都道府県知事の事務（一）」を「前条の規定により委任された地方社会保険事務局長又は社会保険事務局長（以下この条において「地方社会保険事務局長等」という。）の権限（前条第一項第二号から第五号まで、第九号、第十一号、第十四号、第二十号から第二十三号まで、第二十六号及び第三十一号に掲げる権限に限り、この事務を）」に、「権限を」を「管轄する」に、「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長等」に改め、同条第二項中「前条第一号から第三号まで及び第四号に規定する事務（一）」を「前条第一項各号のいずれかの権限を行う地方社会保険事務局長等」に改め、同条第三項中「第一号の二第五号に規定する職権並びに前条第一号、第三号の二から第四号まで及び第八号に規定する都道府県知事の事務（一）」を「前条の規定により委任された地方社会保険事務局長等の権限（同条第一項第三号から第五号まで、第二十八号及び第二十九号に掲げる権限であつて）に、「事務に」を「ものに」に、「都道府県知事」を「管轄する地方社会保険事務局長等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前条の規定により委任された地方社会保険事務局長等の権限（同条第一項第一号、第十号及び第二十七号に掲げる権限に限る。）は、事業所の所在地を管轄する地方社会保険事務局長等が行うものとする。

第四條の見出しを（市町村長が処理する事務）に改め、同条中「に行わせる」を「が行うものとする」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 日雇特別被保険者手帳の交付及び收受その他日雇特別被保険者手帳に関する事務

第四條第二号中「第二條第四号に掲げる事務のうち」を削り、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 受給資格者票の発行及び受給資格者票への確認の表示その他受給資格者票に関する事務

三 特別療養費受給票の交付その他特別療養費受給票に関する事務

第四條に次の二号を加える。

五 法第七十九條ノ三に規定する介護保険第二号被保険者である日雇特別被保険者及びそれ以外の日雇特別被保険者の把握に関する事務

第四條に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、法の規定中同項に規定する事務に係る社会保険庁長官に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。

第五條から第十條までを次のように改める。

（事務の区分）

第五條 前条の規定により市長が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六條から第十條まで 削除

第七十三條中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に改める。

（人口動態調査令の一部改正）

第二條 人口動態調査令（昭和二十一年勅令第四百四十七号）の一部を次のように改正する。

第四條中「用紙を」の下に「都道府県知事及びその設置する保健所の長（地域保健法（昭和二十二年法律第一号）第五條第一項の政令で定める市又は特別区にあつては、当該市又は区の設置する保健所の長、以下「保健所長」という。）を経由して」を加える。

第五條中「人口動態調査票は、これを遺漏なく、市町村長は保健所長に、保健所長は都道府県知事に、都道府県知事は厚生大臣」を「市町村長は、人口動態調査票を、遺漏なく、保健所長」に改め、同条に次の五項を加える。

保健所長は、前項の人口動態調査票を審査し、厚生省令で定めるところにより、これを都道府県知事に提出しなければならない。

保健所長は、厚生省令で定めるところにより、出生票に基づいて出生小票を、死亡票に基づいて死亡小票をそれぞれ作成しなければならない。

保健所長は、前項の出生小票及び死亡小票を作成後三年間保存しなければならない。

都道府県知事は、第二項の規定により提出された人口動態調査票を審査し、厚生省令で定めるところにより、これを厚生大臣に提出しなければならない。

保健所長又は都道府県知事は、天災事変その他避けることのできない事由のため、第二項又は前項の規定により人口動態調査票の全部又は一部を提出することができないときは、それぞれ都道府県知事又は厚生大臣に対し、直ちにその旨を報告しなければならない。

本則に次の一項を加える。

第七條 第三條から第五條までの規定により市町村又は都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（災害救助法施行令の一部改正）

第三條 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項第三号中「場合又は」を「こと又は」に改め、「困難とする」の下に「厚生省令で定める」を加え、同項第四号中「生じた」の下に「場合であつて、厚生省令で定める基準に該当する」を加える。

第八條を削り、第九條を第八條とする。

第九條の二中「予め厚生大臣の承認を受け」を「厚生大臣が定める基準に従い、あらかじめ」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の厚生大臣が定める基準によつては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第九條の二を第九條とする。

第十一條中「予め厚生大臣の承認を受け」を「厚生大臣が定める基準に従い、あらかじめ」に改める。

第二十四條を第二十六條とし、第二十三條を第二十五條とし、第二十二條の次に次の二條を加える。

第二十三條 都道府県知事は、法第三十條第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、市町村長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を市町村長に通知するものとする。この場合においては、当該市町村長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

都道府県知事は、法第三十條第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務（法第二十四條から第二十七條までに規定する事務に限る。）の一部を市町村長が行うこととし、前項前段の規定による通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

法第三十條第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととした場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。

第二十四條 第九條、第十一條、第十四條第二項第二号及び第三号並びに前条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第四條 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「大都市等の特例（第十八條の三）」を「雑則（第十八條の三・第十八條の四）」に改める。

第二條第一項及び第三條から第五條までの規定中「児童福祉審議会」を「中央児童福祉審議会」に改める。

第六条第一項中、「都道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会（特別区の置く児童福祉審議会を含む。以下同じ。）に夫々幹事六人以内」を削り、同条第二項中「都道府県児童福祉審議会又は市町村児童福祉審議会」を削り、「厚生大臣、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が、夫々これを」を「厚生大臣が」に改める。

第七条第一項中、「都道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会に夫々書記四人以内」を削り、同条第二項中「都道府県児童福祉審議会又は市町村児童福祉審議会」を削り、「厚生大臣、都道府県知事又は市町村長が、夫々これを」を「厚生大臣が」に改める。

第七条の二中「児童福祉審議会」を「中央児童福祉審議会」に改める。

第七条の三「児童福祉審議会」の下に「（以下「児童福祉審議会」という。）」を加える。

第九条の四「市町村長」の下に「（特別区の区長を含む。以下同じ。）」を加える。

第九条の五「するに」の下に「法第八條第四項に規定する」を加え、「法第八條第二項ただし書」を「同条第二項ただし書」に、「地方社会福祉審議会」を「同項ただし書に規定する地方社会福祉審議会とする。以下「都道府県児童福祉審議会」という。」に改める。

第九条の六「児童福祉審議会」の下に「知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十條第一項に規定する」を加える。

第十二條の二「おおよね六月に一回」を「一年に一回以上」に改める。

第十三條第一項第一号「施設」の下に「（以下「指定保育士養成施設」という。）」を加え、同条第七項中「保育士試験の試験科目」を「前各項に定めるもののほか、指定保育士養成施設及び保育士試験の試験科目」に、「厚生大臣が」を「厚生省令で」に改め、同条第一項の次に次の八項を加える。

前項第一号の指定は、厚生省令で定める基準に適合する学校又は施設について行うものとする。第一項第一号の指定を受けようとする学校又は施設は、厚生省令で定める事項を記載した申請書を、設置者が都道府県である場合は厚生大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に提出しなければならない。この場合において、設置者が法人（地方公共団体を除く）であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添えなければならない。

指定保育士養成施設の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項のうち厚生省令で定めるものを変更しようとするときは、設置者が都道府県である場合は厚生大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に申請し、その承認を得なければならない。

指定保育士養成施設の設置者は、第三項に規定する申請書の記載事項のうち厚生省令で定めるものに変更が生じたときは、変更のあった日から起算して一月以内に、設置者が都道府県である場合は厚生大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に申請し、その承認を得なければならない。

指定保育士養成施設の長は、毎学年開始後三月以内に、厚生省令で定める事項を、当該指定保育士養成施設の設置者が都道府県である場合は厚生大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に報告しなければならない。

厚生大臣は、指定保育士養成施設の長に対し、教育方法、設備その他の内容に関し必要な報告を求め、又は必要な指導をすることができ、

厚生大臣は、指定保育士養成施設につき、第二項の規定に基づく厚生省令で定める基準に該当しなくなつたとき、若しくは前項に規定する指導に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

指定保育士養成施設の設置者は、指定の取消しを求めようとするときは、学年の開始月二月前までに、厚生省令で定める事項を、当該指定保育士養成施設の設置者が都道府県である場合は厚生大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に提出しなければならない。

第十五條第一項中「の承認を受けた」を「に協議し、その同意を得た」に改め、同項各号及び同条第二項中「承認」を「同意」に改める。

第十七條中「第五十三條」の下に「第五十三條の三」を加え、同条第一号中「及び法第二十一條の六第一項の規定による補装具の交付又は修理（補装具の購入又は修理に要する費用の支給を含む。）に要する費用の額の合計額」を削り、「第五十六條第二項の規定による徴収金の額及び同条第四項」を「第五十六條第四項」に「並びに」を「及び」に改め、同条第三号中「第五十一條第一号の二若しくは第一号の三」を「第五十一條第三号若しくは第四号」に改め、同条に次の一号を加える。

七 法第五十一條第一号に掲げる費用については、厚生大臣が定める基準によつて算定した法第二十一條の六第一項の規定による補装具の交付又は修理（補装具の購入又は修理に要する費用の支給を含む。）に要する費用の額から厚生大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六條第二項の規定による徴収金の額及び同条第五項の規定による支払命令額並びに当該費用のためのその他の収入の額の合計額を控除した額

第十八條中「第五十四條及び第五十五條」を「及び第五十三條の三から第五十五條まで」に改める。

第十八條の二「第五十一條第一号」を「第五十一條第二号」に改める。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 雑則

第十八條の三第一項中「処理し、又は指定都市の市長その他の機関若しくは職員が行う」を「処理する」に改め、同条第二項中「処理し、又は中核市の市長その他の機関若しくは職員が行う」を「処理する」に改め、本則中同条の次に次の一条を加える。

第十八條の四 第十三條第三項から第六項まで及び第九項（厚生大臣への經由に関する事務に係る部分に限る。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（地域保健法施行令の一部改正）

第五條 地域保健法施行令（昭和二十三年政令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「の承認を受けた」を「と協議し、その同意を得た」に改め、同条第二項中「承認」を「同意」に改める。

（予防接種法施行令の一部改正）

第六條 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二條の見出し中「行わせる」を「行うよう指示する」に改め、同条中「行わせる」を「行うよう指示する」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条の次に次の四條を加える。

（予防接種を行う医師）

第二條の二 市町村長又は都道府県知事は、法第三條第一項又は第六條第一項若しくは第二項の規定による予防接種を、当該市町村長又は都道府県知事の要請に応じて予防接種の実施に協力する旨を承諾した医師により行うときは、当該予防接種を行う医師について、その氏名及び予防接種を行う主たる場所を公告するものとする。ただし、専ら市町村長又は都道府県知事が自ら設ける場所において実施する予防接種を行う医師については、この限りでない。

2 市町村長又は都道府県知事は、前項の規定により公告した事項に変更があつたとき、又は同項の医師の承諾が撤回されたときは、速やかにその旨を公告しなければならない。

（予防接種の公告）

第二條の三 市町村長又は都道府県知事は、法第三條第一項又は第六條第一項若しくは第二項の規定による予防接種を行う場合には、予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲、予防接種を行う期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たつて注意すべき事項その他必要な事項を公告しなければならない。

(対象者等への周知)

第二集の四 市町村長は、法第三集第一項の規定による予防接種を行う場合には、前条の規定による公告を行うほか、当該予防接種の対象者又はその保護者に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たつて注意すべき事項その他必要な事項を周知しなければならない。

(市町村長の報告)

第二集の五 市町村長は、予防接種を行ったときは、予防接種を受けた者の数を、厚生省令で定めるところにより、保健所長(特別区及び地域保健法(昭和二十二年法律第一号)第五集第一項の規定に基づく政令で定める市の長にあつては都道府県知事)に報告しなければならない。

(事務の区分)

第十八集 第二集の二、第二集の三及び第二集の五(法第六集第一項又は第二項の規定による予防接種に係る部分に限る。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二集第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二集の二、第二集の三及び第二集の五(法第六集第一項の規定による予防接種に係る部分に限る。)並びに第十集の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二集第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(民生委員法施行令の一部改正)

第七集 民生委員法施行令(昭和二十三年政令第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十二集第一項中「処理し、又は指定都市の市長が行う」を「処理する」に改め、同条第二項中「処理し、又は中核市の市長が行う」を「処理する」に改める。

(医療法施行令の一部改正)

第八集 医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の表第七集第一項の項中「第十二集」の下に「第十五集」を加え、同表第十二集の二及び第十三集の三の項の次に次のように加える。

第十五集第三項

病院又は診療所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

第二集第二項中「厚生大臣」及び「官吏又は」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、厚生大臣が当該官吏に法第二十五集第二項又は第七十一集の三第一項の規定による措置を実施させる場合について準用する。

第三集第一項中「第二十四集の二」を削る。

第四集の七を第四集の八とし、第四集の六を第四集の七とし、第四集の五を第四集の六とし、第四集の四の表第四集の三の項の次に次のように加える。

法第二十五集第一項

第一条の規定により読み替えて適用される法第二十五集第一項

開設者若しくは管理者

保健所を設置する市の市長又は特別区の区長

都道府県知事

法第二十四集第一項、第二十八集又は第二十九集第一項若しくは第二項の規定による処分

都道府県知事

厚生大臣

法第二十五集第一項

第一条の規定により読み替えて適用される法第二十四集第一項又は第二十八集の規定による申出

都道府県知事

第四集の四を第四集の五とし、第四集の三の次に次の一項を加える。

(行政処分に関する通知)

第四集の四 法第二十五集第一項の規定により、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録その他の帳簿書類を検査させた保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、法第二十四集第一項、第二十八集又は第二十九集第一項若しくは第二項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

本則中第五集の十二を第五集の二十とし、第五集の三から第五集の十一までを八条ずつ繰り下げ

第五集の二を第五集の六とし、同条の次に次の四集を加える。

(登記の届出)

第五集の七 医療法人が、組合等登記令(昭和三十九年政令第二十九号)の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、登記事項が法第四十四集第一項、第五十集第一項、第五十五集第三項及び第五十七集第四項の規定による都道府県知事の認可に係る事項に該当するときは、登記の年月日を届け出るものとする。

(役員変更の届出)

第五集の八 医療法人は、その役員に変更があつたときは、新たに就任した役員の就任承諾書及び履歴書を添付して、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(書類の保存期間)

第五集の九 都道府県知事は、医療法人台帳及び厚生省令で定める書類を、当該医療法人台帳及び厚生省令で定める書類に係る医療法人の解散した日から五年間保存しなければならない。

(就労規定)

第五集の十二 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係る前三集の規定の適用については、これらの規定中「法第四十四集第一項、第五十集第一項、第五十五集第三項及び第五十七集第四項」とあるのは「法第六十八集の二第一項の規定により読み替えて適用される法第四十四集第一項、第五十集第一項、第五十五集第三項及び第五十七集第四項」と、都道府県知事」とあるのは「厚生大臣」とする。

(必要病床数の算定の特例)

第五集の二 法第三十集の三第五項に規定する政令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一 急激な人口の増加が見込まれること。

二 特定の疾病に罹患する者が異常に多いこと。

三 その他前二項に準ずる事情として厚生省令で定める事情があること。

2 法第三十集の三第五項の規定により、同条第二項第三号に規定する必要病床数(以下「必要病床数」という。)に関する同条第四項に規定する標準(以下「算定標準」という。)によらないこととする場合の必要病床数は、厚生省令で定めるところにより、算定標準に従い算定した数に厚生大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数又は厚生大臣に協議し、その同意を得た数とする。

第五集の三 法第三十集の三第六項に規定する政令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一 急激な人口の増加が見込まれること。

二 特定の疾病に罹患する者が異常に多くなること。

三 その他前二項に準ずる事情として厚生省令で定める事情があること。

2 法第三十集の三第六項に規定する政令で定めるところにより算定した数は、算定標準又は前条第二項の規定に従い算定した数に厚生大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数とする。

3 法第三十集の三第六項に規定する政令で定める区域は、同項の申請に係る必要病床数を算定することとされた区域(次条第三項において「必要病床数算定区域」という。)とする。

4 法第三十条の三第六項に規定する政令で定める申請は、病院の開設の許可若しくは病棟の病床数の増加若しくは病棟の種類の変更の許可又は診療所の療養型病床群の設置の許可若しくは診療所の療養型病床群に係る病床数の増加の許可の申請とする。

第五項の四 法第三十条の三第七項に規定する政令で定める申請は、同項に規定する厚生省令で定める病床を含む病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病棟の種類の変更の許可又は診療所の療養型病床群の設置の許可若しくは診療所の療養型病床群に係る病床数の増加の許可の申請とする。

2 法第三十条の三第七項に規定する政令で定めるところにより算定した数は、算定標準又は第五條の二第二項の規定に従い算定した数に厚生大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数とする。

3 法第三十条の三第七項に規定する政令で定める区域は、同項の申請に係る必要病床数算定区域とする。

(行政処分に関する通知)

第五條の五 法第六十八條の二第一項の規定により読み替えて適用される法第六十三條第一項の規定により、医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させた都道府県知事は、法第六十八條の二第一項の規定により読み替えて適用される法第六十四條から第六十六條までの規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生大臣に通知しなければならない。

(母体保護法施行令の一部改正)

第九條 母体保護法施行令(昭和二十四年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第七條を第八條とし、第六條の次に次の一条を加える。

第七條 法第十五條第一項の規定による都道府県知事の指定に関する申請、届出その他の行為であつて厚生省令で定めるものは、当該行為をした者の住所地の保健所長を経由して行うものとする。

2 法第十五條第二項の規定による都道府県知事の認定に関する申請及び届出であつて厚生省令で定めるものは、当該認定に係る講習の実施地の保健所長を経由して行うものとする。

本則に次の二条を加える。

第九條 法第二十五條の規定による届出は、当該届出をした医師の住所地の保健所長を経由して行うものとする。

第十條 第七條及び前條の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

(身体障害者福祉法施行令の一部改正)

第十條 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。

第一條を次のように改める。

(判定書の交付)

第一條 身体障害者更生相談所(身体障害者福祉法(以下「法」という。)第九條第四項に規定する身体障害者更生相談所をいう。以下同じ。)の長は、当該身体障害者更生相談所が法第十條第一項第二号ハ及び二に掲げる業務を行った場合において、当該身体障害者 市町村の設置する福祉事務所(社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)の長又は町村長(福祉事務所を設置する町村の長を除く。以下同じ。)から求めがあつたときは、判定書を交付しなければならない。

第一條の次に次の二条を加える。

(医師の指定等)

第一條の二 都道府県知事が法第十五條第一項の規定により医師を指定しようとするときは、その医師の同意を得なければならない。

2 法第十五條第一項の指定を受けた医師は、六十日の予告期間を設けて、その指定を辞退することができ。

3 法第十五條第一項の指定を受けた医師については、その職務を行わせることが不適当であると認められる事由が生じたときは、都道府県知事は、社会福祉事業法第六條第二項に規定する地方社会福祉協議会(以下「地方社会福祉協議会」という。)の意見を聴いて、その指定を取り消すことができる。

(身体障害者手帳の申請)

第一條の三 法第十五條第一項の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、市又は福祉事務所を設置する町村の区域内に居住地(居住地を有しないときは、現在地。以下同じ。)を有する者にあつては当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内に居住地を有する者にあつては当該町村長を経由して行わなければならない。

第二條の見出しを「障害者の認定」に改め、同条に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定により地方社会福祉協議会が調査審議を行い、なおその障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるときは、厚生大臣に対し、その認定を求めなければならない。

3 厚生大臣は、前項の規定による認定を求められたときは、これを身体障害者福祉協議会に諮問するものとする。

第二條の次に次の二条を加える。

(診査を受けるべき旨の通知)

第二條の二 都道府県知事は、法第十五條第四項の規定により身体障害者手帳を交付する場合において、厚生省令で定める基準に従い必要があると認められるときは、身体障害者手帳の交付とともに、理由を付して、その指定する期日に法第十八條第四項の規定による診査又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九條第一項の規定による診査を受けるべき旨を申請者に対し文書をもつて通知しなければならない。この条の規定により法第十八條第四項の規定による診査又は児童福祉法第十九條第一項の規定による診査を受けた場合も同様とする。

2 都道府県知事は、前項の規定により法第十八條第四項の規定による診査を受けるべき旨を通知したときは当該申請者の居住地の市町村長に、児童福祉法第十九條第一項の規定による診査を受けるべき旨を通知したときは当該申請者の居住地を管轄する保健所長に、その旨を通知しなければならない。

(市町村長の通知)

第二條の三 法第十八條第四項の規定による診査を行った市町村長又は児童福祉法第十九條第一項の規定による診査を行った保健所長は、当該診査により身体障害者手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたとき、その旨を当該身体障害者手帳の交付を受けた者の居住地の都道府県知事に通知しなければならない。

第三條及び第四條を次のように改める。

(身体障害者手帳の交付の経由等)

第三條 法第十五條第四項の規定による身体障害者手帳の交付は、その申請を受理した福祉事務所

の長又は町村長を経由して行わなければならない。

2 市町村の設置する福祉事務所の長又は町村長は、前項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた十八歳未満の者(身体に障害のある十五歳未満の者については、身体障害者手帳の交付を受けたその保護者とする。以下同じ。)につき、厚生省令で定める事項をその居住地を管轄する保健所長に通知しなければならない。

(身体障害者手帳交付台帳)

第四條 都道府県知事は、当該都道府県の区域に居住地を有する身体障害者に係る身体障害者手帳交付台帳を備え、厚生省令の定めるところにより、身体障害者手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。